

## 鶴岡市農業委員会第18回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和4年 5月16日(月) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室		
出 席 農業委員	1 番 石井 光明 4 番 佐藤 みほ 7 番 高橋 好博 10 番 佐久間 豊	2 番 渡部 長和 5 番 工藤 久子 8 番 金野 匡良	3 番 小林 義一 6 番 大沼 恒司 9 番 新館 登
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 4 番 井上 佳奈子 7 番 高橋 聡 11 番 佐々木 貢昌 14 番 亀井 龍夫	2 番 石川 守 5 番 碓氷 伸 9 番 高橋 文雄 12 番 鈴木 聡 15 番 清野 吉喜	3 番 齋藤 功 6 番 齋藤 力 10 番 前田 浩 13 番 伊藤 由紀子
遅 参 委 員	なし		
早 退 委 員	なし		
欠 席 委 員	8 番 丸山 伸一推進委員		
事 務 局	局長 佐藤 友志      局長補佐 池原 政志      主査 坂田 英勝 主査 原田 和泉      調整専門員 北山 武徳      調整主任 金内かんな 主事 佐藤 穂高      主事 齋藤 柊士 羽黒分室専門員 今井 政和      櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子		
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会		
	開 会      午前 9 : 3 0		
議 長	本日、欠席の委員は、8番 丸山伸一推進委員より届出がなされています。定足数に達しておりますので、ただ今より第18回東部農地部会を開会いたします。はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。		
	(異議なしの声あり)		
議 長	異議ないものと認め、議事録署名委員を5番 工藤久子委員と、6番 大沼恒司委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。		
	(異議なしの声あり)		

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。  それでは報告事項に入ります。  報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  報告第3号 農地の転用事実に関する照会について  事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
議 長	<p>ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	( 発言者なし )
議 長	<p>ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	<p>これは3条案件でありますので、現地調査について担当委員の報告をお願いいたします。7番 高橋好博委員、お願いいたします。</p>
7 番 委 員	<p>農業委員7番 高橋です。農地法第3条の規定による許可申請について、藤7については相手方の要望であり問題ないと判断いたしました。また藤8についても審判による売買であり問題ないと判断いたしました。</p>
議 長	9番 新館委員お願いいたします。
9 番 委 員	<p>9番 新館です。羽黒の案件ですが16ページの羽3、羽4、および18ページの羽5に関して、4月10日3時から、齋藤委員、丸山委員、金野委員、碓氷委員、わたし、および事務局二人、合計7人で確認して参りました。先程説明がありましたように、羽3に関しましては、4月にありました一体利用農地の案件になります。この農地に関しても、すべて問題ないと判断してきました。よって農地法第3条第2項に該当しないことを確認したことを報告いたします。以上です。</p>
議 長	ありがとうございます。10番 前田推進委員。
10番 推 進 委 員	<p>推進委員10番 前田です。櫛引の案件ですけれども、17ページの櫛10につきましては、受け手の■■■さんの要望によって売買されるものです。彼は就農して6年目ということで、面積も果樹中心で耕作しており、購入した農地では、露地野菜の作付けを希望しておりました。管理も環境関係も行き届いておまして、何も問題はございませんでした。続きまして、18ページの櫛6、櫛7から20ページ櫛8、櫛9までですけれども、櫛6に関しましては、親子間の期間満了に伴う再設定ということで、管理も滞りなくやっておりましたし、問題ないことを確認しました。櫛7においては、受け手の■■■さんは、お婿さんでありまして、この度、義父から経営移譲をされた方です。就農して何年も経っており、しっかり管理もしていたようです。櫛8、櫛9に関しましては、再設定による継続ということで、何ら問題はないことを確認しました。よって、農地法第3条第2項に該当するような事案はないと判断し、報告いたします。</p>
議 長	ありがとうございます。15番 清野推進委員。

15番 推進委員	15番 推進委員 清野です。朝1につきましては、5月11日、農業委員2名、私を入れて3名、事務局2名で現地確認に行ってきました。農業者年金の経営移譲、年金受給者のための親子間での再設定するものです。農地が適正に管理されており、第3条第2項各項に該当しないことを報告いたします。
議長	ありがとうございます。それでは、審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議長	全員賛成により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り決しました。続きまして、議案第2号 一体利用農地等の指定申出について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第2号 一体利用農地等の指定申出について》
議長	ありがとうございます。これは一体利用農地等の指定申出についての案件ですので、現地調査について担当の委員の報告をお願いいたします。14番 亀井推進委員お願いいたします。
14番 推進委員	14番 推進委員亀井です。4月19日、私と事務局2名で現地確認に行ってきました。尚、詳細は今事務局より説明があった通りです。購入予定の■■さんは、平成25年の大鳥地域の地域おこし協力隊として住み始めて、任期終了後そのまま住み続けて9年になります。狩猟免許も習得するなど、高齢者が多い地域で、頼りになる存在となっている方です。
議長	ありがとうございます。 それでは、審議に入ります。質疑のある方、挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第2号 一体利用農地等の指定申出について、賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議長	全員賛成により、議案第2号 一体利用農地等の指定申出については原案通り決しました。続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	これは、5条案件でありますので、現地調査について担当委員の報告をお願いいたします。15番 清野推進委員。
15番 推進委員	15番 推進委員清野です。朝1につきまして、鉄塔建替建設工事に係る資材等の運搬のためのヘリポートを設置するものです。隣接した地域に農地を確保する必要があるため、一時的に利用するものです。これは4月27日の日に、私と事務局2名と現地近くの確認を行いました。隣接する所有者と耕作者の皆さんからは、承諾書を提出していただいております。周辺農地の営農活動にも、支障がないことを判断いたしました。以上です。
議長	ありがとうございます。 それでは、審議にはいります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

	( 発言者なし )
議長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議長	全員賛成により、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第4号 農用地利用集積計画(案)について》
議長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。9番 新館委員。
9番委員	9番 新館です。24ページの藤3に関しては金額が1200万ということで、普通であれば800万円以上は税金がかかると思うのですが、その辺のことをお聞きしたいと思います。いくらぐらいまで大丈夫か、あとは他に何か要件があるかなど教えていただければと思います。
事務局	中間管理機構を通しますと、1500万まで控除となります。条件は受け手が認定農業者であること、売買するところが農振農用地であること、それからそこも含めて、本人の耕作地が概ね1ヘクタール以上の団地となること、などの条件があります。
9番委員	ありがとうございます。
議長	他にございませんか?1番 石井委員。
1番委員	1番石井です。28ページ藤39ですけども、この案件は私に関係する案件ですので、退席の許可を求めます。
議長	退出を許可します。
	( 1番委員退室 )
議長	それでは28ページ、藤39の案件のみについて審議を行います。藤39の案件について質疑はございませんか?
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、藤39の案件のみ質疑を終結して採決を行います。議案第4号 農用地利用集積計画書(案)について、藤39の案件について、賛成の委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議長	全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積計画書(案)に関する藤39の案件については原案通り決しました。1番石井委員の入室を許可します。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について、藤39以外について、賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )

<p>議 長</p>	<p>全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積計画（案）は、原案通り、決しました。          以上で本日の審議はすべて終了いたしました。</p>
	<p>閉 会 午前 10:05</p>
	<p>議 長 _____ 佐久間 豊 _____</p> <p>議 事 録          署名委員 _____ 工藤 久子 _____</p> <p>議 事 録          署名委員 _____ 大沼 恒司 _____</p>